

NPO法人MamaCanキャスト

業務委託及び出展規約

2020.10.1改訂

第1条（業務の委託）NPO法人MamaCan（以下、甲）は、注文書又は電磁的方法の内容および本契約条項に従い、注文書又は電磁的方法に記載の業務（以下、「本業務」）をキャスト（以下、乙）に委託し、乙はこれを受託する。

第2条（契約の成立）本契約は、甲が注文書又は電磁的方法で乙に委託依頼し、乙が注文を請けることに書面または電磁的方法で合意した時に成立する。

第3条（支払い）支払方法は以下とする。

1. 甲は、本業務の対価として注文書又は電磁的方法に記載の委託料を乙に支払うものとする。当該支払いは実施した月の末締め、翌月25日までに乙の指定する銀行口座に振込、または直接受け渡しを行う。甲は乙に対しての全ての支払いに際し、別途源泉徴収税を控除するものとし、また委託料の振込手数料は甲が負担する。

2. 乙は、甲が運営・参加するイベント等に出席する場合、乙は注文書又は電磁的方法に記載の出展料を甲に支払うものとする。当該支払いは実施日当日までに甲の指定する銀行口座に振込、または直接受け渡しを行う。出展料の振込手数料は乙が負担する。

第4条（報告）乙は、本業務の実施完了後、速やかに当該業務の履行結果を書面または電磁的方法等で甲に報告するものとする。ただし、出展の場合はこの限りではない。

第5条（再委託）乙は、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の事前の承認を得た場合はこの限りではない。

第6条（代理権）本契約は、乙に対し甲の代理人としての地位を与えるものではなく、乙は第三者に対し、甲の代理権を有する旨の表示を一切行わない。

第7条（禁止事項）

1. 乙は甲の承諾なしに開催場所や団体や企業との直接交渉をしたり、甲の企画運営を妨げるような対象者との交渉を行わないものとする。

2. MamaCan会員に対しての講座開催は原則MamaCanで開催（主催）する。ただし、MamaCanが関わらないキャスト独自のイベントや講座の開催、元々のキャスト顧客や知人、MamaCanで開催できないサービス・コンテンツはこの限りではない。

第8条（守秘義務）乙は、本契約終了後も本契約履行に際し知り得た甲の機密情報（対象者の個人情報も含む）を第三者に開示・漏えいしてはならず、本契約履行の目的以外に利用してはならない。

第9条（損害賠償）乙は、本契約の履行にあたり、甲または対象者に対し損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

第10条（キャスト種別）甲の理念に共感し、会則に定める入会金及び年会費を納めて（個人正会員）活動するキャストを「ゴールドキャスト」、入会金及び年会費を納めずに（無料登録会員）活動するキャストを「ホワイトキャスト」とする。以下、「ゴールドキャスト」が受けることのできる特典を記す。

- 1,議決権を有する
- 2,行政・他団体・企業からのキャスト紹介依頼に対し、依頼内容に沿ったキャストを優先紹介
- 3,MamaCanイベント及び共催イベント等の出展料の割引
- 4,甲が発行する情報誌「CAN-DAY」への無料掲載（年1回以上）
- 5.MamaCanHPへの活動紹介掲載
- 6,キャスト向け講座の受講料割引
- 7,キャストのイベント情報をHPへ掲載し、MamaCan会員向けに定期的に配信

第11条（更新）キャスト登録は年次更新とし、乙は年度末に甲の指定するキャスト登録フォームで登録を行うものとする。

第12条（合意管轄）本契約に関する一切の訴訟については、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（不可抗力）天災事変、その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は、甲及び乙はその責を負わないものとする。

第14条（協議）本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ誠意をもって解決する。

以上